

「非常勤職員の報酬および費用弁償に 関する条例」改正の概要

1 趣 旨

区政に対する区民の要望が多様化しているなか、将来を見据えた非常勤職員の多様な任用・勤務形態の活用に向け、非常勤職員における種別の区分の見直しを行う。

2 改正内容

現行規定では、「医療業務に従事する者」および「その他の業務に従事する者」という職員の種別に応じて報酬の上限額（日額・月額・時間額）を定めている。

本改正では、非常勤職員の報酬について、職員の種別に応じた報酬上限額を廃止し、「医療業務に従事する者」の上限額で統一することとする。そこで、上限額および支給単位を定めた別表を改正し、規定整備を行う。

また、日額報酬の支給方法について、勤務した翌月15日までに支給するものと改正する。

3 施行期日

平成29年4月1日

新旧対照表

○非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例

新	旧																															
<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 職員に対する報酬の額は、日額、月額または時間額で定めるものとし、別表の左欄に掲げる勤務態様および同表の中欄に掲げる支給単位に応じ、同表の右欄に掲げる額を超えない範囲内において、任命権者が区長と協議して定めるものとする。</p> <p>(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 日額の報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を翌月15日までに支給する。</p> <p>2 月額の報酬の支給方法は、職員の給与に関する条例（昭和26年品川区条例第17号）の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 時間を単位とする報酬の支給方法は、任命権者が定める。</p> <p>(別表1 削除)</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 職員に対する報酬の額は、日額、月額または時間額で定めるものとし、別表1に定める職員の種別に対応する額を超えない範囲内において、別表2に定める勤務態様に対応した支給単位により、任命権者が区長と協議して定めるものとする。</p> <p>(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 日額の報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を翌月10日までに支給する。</p> <p>2 月額の報酬の支給方法は、職員の給与に関する条例（昭和26年品川区条例第17号）の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 時間を単位とする報酬の支給方法は、任命権者が定める。</p> <p>別表1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の種別</th> <th colspan="3">額の種別</th> </tr> <tr> <th>日額（円）</th> <th>月額（円）</th> <th>時間額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療業務に従事する者</td> <td style="text-align: center;">21,600</td> <td style="text-align: center;">432,000</td> <td style="text-align: center;">7,200</td> </tr> <tr> <td>その他の業務に従事する者</td> <td style="text-align: center;">12,100</td> <td style="text-align: center;">270,000</td> <td style="text-align: center;">4,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">勤務態様</th> <th>支給単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">勤務場所の定めがある場合</td> <td>日を単位とする勤務</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>日または時間を単位とし ない勤務</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>時間を単位とする勤務</td> <td>時間</td> </tr> <tr> <td colspan="2">勤務場所の定めがない場合で、日または時間を単位とし ない勤務</td> <td>月</td> </tr> </tbody> </table>	職員の種別	額の種別			日額（円）	月額（円）	時間額（円）	医療業務に従事する者	21,600	432,000	7,200	その他の業務に従事する者	12,100	270,000	4,000	勤務態様		支給単位	勤務場所の定めがある場合	日を単位とする勤務	日	日または時間を単位とし ない勤務	月	時間を単位とする勤務	時間	勤務場所の定めがない場合で、日または時間を単位とし ない勤務		月			
職員の種別	額の種別																															
	日額（円）	月額（円）	時間額（円）																													
医療業務に従事する者	21,600	432,000	7,200																													
その他の業務に従事する者	12,100	270,000	4,000																													
勤務態様		支給単位																														
勤務場所の定めがある場合	日を単位とする勤務	日																														
	日または時間を単位とし ない勤務	月																														
	時間を単位とする勤務	時間																														
勤務場所の定めがない場合で、日または時間を単位とし ない勤務		月																														
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">勤務態様</th> <th>支給単位</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">勤務場所の定めがある場合</td> <td>日を単位とする勤務</td> <td>日</td> <td style="text-align: center;">21,600円</td> </tr> <tr> <td>日または時間を単位とし ない勤務</td> <td>月</td> <td style="text-align: center;">432,000円</td> </tr> <tr> <td>時間を単位とする勤務</td> <td>時間</td> <td style="text-align: center;">7,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">勤務場所の定めがない場合で、日または時間を単位とし ない勤務</td> <td>月</td> <td style="text-align: center;">432,000円</td> </tr> </tbody> </table>	勤務態様		支給単位	額	勤務場所の定めがある場合	日を単位とする勤務	日	21,600円	日または時間を単位とし ない勤務	月	432,000円	時間を単位とする勤務	時間	7,200円	勤務場所の定めがない場合で、日または時間を単位とし ない勤務		月	432,000円	<p>別表2（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">勤務態様</th> <th>支給単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">勤務場所の定めがある場合</td> <td>日を単位とする勤務</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>日または時間を単位とし ない勤務</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>時間を単位とする勤務</td> <td>時間</td> </tr> <tr> <td colspan="2">勤務場所の定めがない場合で、日または時間を単位とし ない勤務</td> <td>月</td> </tr> </tbody> </table>	勤務態様		支給単位	勤務場所の定めがある場合	日を単位とする勤務	日	日または時間を単位とし ない勤務	月	時間を単位とする勤務	時間	勤務場所の定めがない場合で、日または時間を単位とし ない勤務		月
勤務態様		支給単位	額																													
勤務場所の定めがある場合	日を単位とする勤務	日	21,600円																													
	日または時間を単位とし ない勤務	月	432,000円																													
	時間を単位とする勤務	時間	7,200円																													
勤務場所の定めがない場合で、日または時間を単位とし ない勤務		月	432,000円																													
勤務態様		支給単位																														
勤務場所の定めがある場合	日を単位とする勤務	日																														
	日または時間を単位とし ない勤務	月																														
	時間を単位とする勤務	時間																														
勤務場所の定めがない場合で、日または時間を単位とし ない勤務		月																														

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。